

第 12 条（返戻金制度）

この契約に基づき甲が採用した丙が、自己の意思により、または就業規則違反等の丙の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、乙は甲から支払われた紹介手数料について、次の割合で計算された金額を甲に返戻することとする。

1 ヶ月未満で退職した場合 50%に相当する額

3 ヶ月未満で退職した場合 25%に相当する額

6 ヶ月未満で退職した場合 10%に相当する額

2. 丙が、専ら甲の都合により短期退職をすることとなった場合は、紹介手数料の返戻は行わない。